

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目3番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

「9月入学」議論に対する私見

全肢連 会長 清水 誠 一

全国肢体不自由児者父母の会連合会（全肢連）では、5月1日付で厚労大臣、文科大臣に対し要請書を提出するとともに、13都道府県に対し（同文を添付）要請書を提出いたしました。

その中で、特別支援学校の休校、分散登校また障害児者サービス事業所の休業、放課後サービスを用えるのが60%程度など行き場のない生活にも限界をきしていることを訴えさせていたいただいているところです。

特別支援学校すべてではありませんが、登校しても見守りだけが行われ「医療的ケアや養訓・教育」は行われなく継続が必要なりハビリテーションも休止状態との報告もあります。

現在、文科大臣や東京都知事はじめ各界から9月入学議論がでておりますが、拙速な議論ではないでしょうか、学校の単位とか学力とか理由は色々でしょうが、学校教育法では、就学年は4月1日に始まり3月31日に終わると明記され、入学時期を9月にするには法律改正が必要となってきます。簡単に改正はできません。

多くの父母が懸念を示している9月入学問題ですが、来年以降入学される児童が9月入学となれば、卒業年次を迎える小6・中3の児童が在籍している状況を考えるとき、新入学生を加えると学校定数に対し新入生の数だけが増となり、教室が十分に確保できるのか、養護教員や看護師が直ちに配置できるのか、当事者はもとより障害児を「守り・育てている」保護者会や親の会と意見交換もなく、懸念や将来構想が全く議論されていない状況にあって「疾患児・重度障害児・医療的ケア」を必要とする児童に手厚い教育や放課後デイなどに影響が生じるのか不安に思っている方々が多くいることの意味をどう考えるのか注視してまいります。

この私見を書いている（5月15日）現在、国による「緊急事態宣言」も39県の解除方針が示されましたが、第2波・第3波の波は、ひそかに私たちの周りに潜んでいることを忘れないでください。何よりも子どもたちや私たち自身の健康を第一に取り組んでまいりましょう。

私ども全肢連といたしましても、子どもたちが安全に安心して教育、医療、療育を継続して受けられること、夢のある未来に向かう姿勢を今後も強く訴えてまいります。

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表

政府は5月4日、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、感染が抑制された地域で活動再開にあたり、感染拡大を長期的に防ぐための「新しい生活様式」を提言した。「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に盛り込まれたもので、外出時にはマスク、人との間隔は2mあけるなどのほか、テレワークやオンライン会議の活用、公共交通機関における会話の抑制などを提案している。

基本は、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の3点。加えて、生活様式や生活の場面ごとの対応、働き方などについてまとめている。

「新しい生活様式」の実践例

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける
 - 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**
 - 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけ早く着替え、シャワーを浴びる
 - **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う。（手指消毒薬の使用も可）
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめに
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況に注意する

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い、手指消毒**
- こまめに換気
- **「3密」の回避（密集・密接・密閉）**
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 咳エチケットの徹底
- 身体的距離の確保



日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 計画を立てて素早く済ます
- レジに並ぶときは、前後にスペース



娯楽、スポーツなど

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 狭い部屋での長居は無用



公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて



食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに

※業種ごとの感染予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

厚生労働省ホームページより抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

障害者福祉サービス 全国で900事業所が休業 ～厚生労働省

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、4月19日までの1週間に全国でおよそ900の障害者福祉サービス事業所が休業したことが厚生労働省の調査でわかった。

調査結果によると、知事が休業を要請できるデイサービスなどの「通所型」とショートステイなどの「短期入所」の施設では、35の都道府県で合わせて891の事業所が休業した。そのうち、施設内で感染者が発生するなどして都道府県が休業を要請したケースは17事業所にとどまり、大半にあたる860が感染予防のための自主的な休業で、14は学校の休業などの影響で職員が出勤できず人手不足となったためであった。

一方、休業を要請できる対象ではなく原則としてサービスの継続が求められている「訪問介護」の事業所でも、11の道府県で19の事業所が休業していた。

厚生労働省は休業の広がりを受け、全国の事業所に対し、利用者や家族の生活を守るため、十分な感染症対策をしたうえで、必要なサービスは継続するよう都道府県を通じて求めている。

また、事業所が休業する場合でも市町村などが中心となって代替りのサービスを確保するよう求めている。

高齢者・障害者の自立を支援する住宅等の提案を募集 ～国土交通省

国土交通省は、「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」の令和 2 年度事業（略称「次世代住宅プロジェクト 2020」）の提案募集を 4 月 17 日に開始した。

「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」は、子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス市場の創出・拡大の促進を図るため、健康・介護、少子化対策等に寄与する IoT 技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行う事業に対して支援する事業で、次の 7 つの取組テーマを掲げている。

1. 高齢者・障がい者等の自立支援【安全・安心、快適】

高齢者や障がい者等にとって、プライバシーが確保されつつ、自立的な日常生活（建具等の自動開閉、移動支援、自力での入浴や排泄）を可能とする住宅や、災害時の自立的な避難（災害情報の通知、避難のための経路確保・移動支援）を可能とする住宅・サービスの実現

2. 健康管理の支援【安全・安心、快適】

3. 防犯対策の充実【安全・安心】

4. 家事負担の軽減、時間短縮【安全・安心、生産性の向上】

5. コミュニティの維持・形成【安全・安心】

6. 物流効率化への貢献【生産性の向上】

7. その他

採択されれば、調査設計計画費（IoT 技術等を活用した設計に係るシミュレーション費用など）、建設工事費（先導的な IoT 技術等の導入に係る費用等）、マネジメントシステムの整備費用、効果の検証等に要する費用等の補助が受けられる。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000936.html

聴覚障害教育の手引き改訂

～文部科学省

文部科学省は、令和 2 年 3 月『聴覚障害教育の手引き「言語に関する指導の充実を目指して」』を発刊した。

この本は、文科省が自ら執筆している歴史のある本で、前回は、1995 年 5 月に『聴覚障害教育の手引「多様なコミュニケーション手段とそれを活用した指導」』として海文堂出版から出版されている。また、その前は『聴覚障害教育の手引「聴覚を活用する指導」』として 1992 年 11 月に出版されている。

今回の改定では、音声、文字、指文字、手話など多様なコミュニケーションの教育における活用方法がわかりやすく示されている。また、人工内耳装用児、重複障害児に対する言語指導の事例や特別支援学級や通級による指導の事例など、教育環境の変化に対応した新しい実践例が多く掲載されている。

手引きは下記アドレスよりダウンロード可能

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_tokubetu02-100002897_003.pdf

「労働者協同組合」今国会での成立を目指す ～議員連盟

働く人が資金を出し合い、経営にも携わる「協同労働」に法人格を認める法案の原案が3月31日に示された。

出資した組合員が組合と労働契約を結ぶことが柱。同日、超党派による「協同組合振興研究議員連盟」が総会を開き、各党で詰め作業に入ることを決めた。今国会での成立を目指す。

議員連盟会長は、与党の作業チームが法案を練り上げてきたことを評価し、「法案の成立に向けて、一歩踏み出したい」とあいさつした。社会福祉法人、NPO法人などと並び、介護や福祉の担い手にもなる法人格が生まれることになりそうだ。

法案の名称は「労働者協同組合法案」。一般企業では出資者（株主）、経営者、従業員とそれぞれ役割が異なるが、新法人の「労働者協同組合」では働き手が出資者となり、全員で協議しながら経営方針を決める。剰余金の一定割合を積み立て、新しい仕事を作る仕組みも条文化している。

法案の狙いは、「意欲や能力に応じた多様な就労機会を創出することにより、活力ある地域社会を実現する」というもの。

労働者協同組合は非営利の法人。行政の認可や認証は要さず、比較的簡便に設立できるのが特徴だ。現在、協同労働の考え方を反映した法人格はなく、NPO法人や企業組合として介護、福祉、ビル管理、農業などに携わる団体がある。

その一つ、「日本労働者協同組合連合会」によると、加盟23団体の事業高は2016年度で335億円、協同労働に従事する人は1万3420人。そのうち介護・福祉、子育て関連は事業高が180億円で約5400人が従事する。

介護保険の在宅サービスや障害児の放課後デイサービスなどで実績を持っていて、東日本大震災後は人手不足に悩む東北で事業を興す人たちの姿が話題となった。同連合会は新しい法人格ができればさらに働き手が増えるとみている。

障害者10億人の保護を「感染対策の中心に」 ～国連

国連は5月6日、世界に約10億人いる障害者は新型コロナウイルスに感染したり重症化したりする危険性が大きく、治療の優先度を下げられることもあるとして、障害者向けのウイルス対策情報やサービス、保護制度の強化などを盛り込んだ各国への政策提言を発表した。

グテレス事務総長は「障害者を新型コロナ対策の中心に据え、意見を取り入れるよう各国政府に求める」と訴えた。

国連によると、障害者は世界人口の15%、60歳以上の46%を占める。介助が必要な人や介護施設の入所者も多いため感染リスクが高い。景気悪化の影響で職も失いやすいという。

感染に対する危機感、警戒感で追い詰められるケアラー

自宅で介護をしながら暮らす家族にとって、新型コロナウイルスの脅威は深刻だ。

日本ケアラー連盟が4月17日に発表した緊急調査には、ケアラー（無償で家族を介護する人）から「自分がコロナに感染したらどうなるのか」「衛生資材が入手できない」といった不安の声や困りごとが寄せられた。

緊急調査は3月ウェブ上で行い、障害のある子どもや医療的ケアの必要な人などを介護している381人が回答した。

就労への影響を聞くと、約5人に1人が「仕事が減った」「家族の事情で出勤できない、できにくくなった」と答えた。収入が減った人の6割以上が収入は半分以下になった。

7割以上の人が生活に何らかの変化があり「介護、福祉サービスの休止、学校の休校などにより自宅で介護する時間が長くなった」との回答が目立った。

その結果「疲労やストレスが増した」「不眠で眠れない日が増えた」など、ケアラーの心身の健康が追い込まれていた。

自分が感染した場合の代替策について、確保している人は少数で、大半は「どうしたらよいか分からない」「代わり的人がいらない」と答えた。

困りごとでは「マスクや消毒液などが足りない」「ケアラーの疲労、負担が増している」「介護、福祉サービスを頼みにくくなった」が上位を占めた。

詳細は、日本ケアラー連盟ホームページ参照

<https://carersjapan.jimdofree.com/>

「コロナと戦う現場に財政支援を」福祉関係団体が一斉要望

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全国社会福祉協議会政策委員会は4月30日、加藤勝信厚生労働大臣などに対して、新たな報酬加算の創設を求める緊急要望を提出した。コロナ関連の要望は3回目。このほか、種別ごとの要望も出ている。

福祉施設での新型コロナの発生は、全国で100施設以上に広がる。感染リスクを抱える中、福祉施設の職員らは利用者の生活課題に向き合い福祉サービスの提供を続けているのが現状だ。

そのため要望書は、新型コロナ対応への特例的な措置として、新たに報酬加算などの創設を求めた。「医療現場と同様に働きに報いる財政支援が必要」（全社協政策企画部）という。

またマスクなどの衛生用品を購入する際、高騰した価格でも購入できるよう実勢価格での補償を要望している。さらに新型コロナ発生時に連携する医療機関を事前に指定するなど支援体制の早急な構築を訴えた。現状では自治体も含めて福祉施設のバックアップ体制が不明確だとしている。

同様に全国社会福祉法人経営者協議会も新型コロナへの対応に必要な財政支援の拡充とともに、風評被害の撲滅などを求める緊急要望を提出した。

要望書は、新型コロナの感染リスクを抱えながらも働く福祉従事者が、差別や偏見の対象となっているとし風評被害撲滅を訴えた。また、分野ごとの特徴に応じた感染症対策の具体的な

マニュアルの提示や、雇用調整助成金の迅速な適用も盛り込んだ。

全国児童養護施設協議会は、入所する子どもの休校が続き、学習機会の確保が課題との認識を示し、パソコンなどインターネットを活用した学習環境を整備するための費用を求めた。

また、新型コロナの影響で働けなくなった退所児童もいるとして、一時的に施設に戻る特例措置も要望している。

このほか、全国母子生活支援施設協議会は収入減による生活困窮やDVから避難が必要な母子家庭のため、施設を積極的に活用するよう強調。特別定額給付金を申請してもDV避難者の居住地が流出しないよう徹底した対応も求めている。

障害福祉事業者の不正受給 6 億円

～共同通信

障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービスで、運営事業者による国の給付費の不正受給が2019年度に全国で6億円近くに上ることが5月10日に共同通信の自治体への調査で分かった。

事業者の指定権限がある都道府県、政令指定都市、中核市計125自治体を対象に実施。「行政処分したケース以外にも隠れた不正がある」との回答が55%を占めた。

障害福祉サービスを巡っては近年、利益優先でモラルの低い事業者が参入し、不正受給が各地で問題化。職員数や利用者数をごまかすなどの手口で、2014年度以降の6年間に30億円を超える。チェックが追い付かず、参入規制や監査強化が求められそうだ。

障害福祉の事業者による不正受給額の上位10自治体 (2019年度) ※単位は万円

1	堺市	8668
2	札幌市	8634
3	川崎市	5535
4	福岡県久留米市	4774
5	愛知県	4203
6	宮城県	3743
7	群馬県	3482
8	大阪府高槻市	2744
9	仙台市	2376
10	兵庫県	2358

千円単位を四捨五入。都道府県と政令市・中核市は別々に集計

障害者事業所の半数超「マスク配布 見通しない」

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、障害者の就労支援を行う事業所への影響について関係する団体が調べたところ、半数余りの事業所が「マスクが自治体から配布される見通しがない」と回答したことが分かった。

障害者の就労支援を行う全国の福祉事業所などが加盟する「きょうされん」は、先月下旬、およそ1900の会員の事業所を対象に新型コロナウイルスの影響について、アンケート調査を行い、353の事業所から回答が寄せられた。

アンケートでは、マスクが自治体から配布される見通しがあるか尋ねたところ、「自治体から配布される見通しがない」と答えたのは回答の半数余りにあたる180事業所にのぼる。

一方、「すでに配布された」は101事業所(28.8%)で、「配布される見通しがある」は60事業所(17.1%)であった。



また、障害者に支払う工賃にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と答えたところが 128 事業所と 45.6%を占めたが、「50%以上減る」と答えたところが 77 事業所、「20%以上減る」は 73 事業所と、それぞれ全体の 25%以上となり、施設で作った食品などの販売機会が減った影響がでてしていると分析し、「時間とともに現場の実態は深刻になると思われる。障害者支援の拠点となっている事業所の機能が低下しないよう国や自治体は対応してほしい」と望んでいる。

事務局より

全肢連、県肢連の事業で中止を決めた大会、セミナーなどのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記事業は中止となりました。

【全国大会・ブロック大会】

	6/13	第 57 回関東甲信越ブロック大会	群馬県
	6/13~14	第 55 回東海北陸ブロック大会	石川県
	<u>7/18</u>	<u>第 55 回近畿ブロック大会</u>	<u>大阪府</u>
	9/19~20	第 53 回全国大会（第 36 回九州ブロック大会）	宮崎県
	10/3~4	第 32 回北海道ブロック大会	北海道
	10/下旬	第 40 回東北ブロック大会	青森県
	<u>11/14</u>	<u>第 51 回中国四国ブロック大会</u>	<u>山口県</u>

【指導者育成セミナー】

	6/27~28	中国四国ブロック指導者育成セミナー	愛媛県
	7/11~12	東北ブロック指導者育成セミナー	宮城県
	10/31~11/1	北海道ブロック指導者育成セミナー	北海道

「在宅での排せつ介助に関するアンケート」調査について

新型コロナウイルス感染症の影響により、回答締切日を延期いたします。

変更前) 回答締切 5月19日(火)

変更後) 回答締切 7月10日(金)

※都道府県肢連・地域父母の会会員や特別支援学校(肢体不自由児)へのご協力依頼をお願いいたします。



全肢連事務局の勤務体制について

緊急事態宣言による不要不急な外出自粛要請がだされています。

事務局職員も感染を避けることを第一義にテレワーク勤務、必要に応じた時差出勤で対応しています。5/4の緊急事態宣言の延長を受け、

期間は5月31日まで。その後は適宜検討させていただきます。

- ・メールは担当職員に直接送受信可能となっております。
- ・通常の電話につきましても転送で職員に直接繋がるようにしております。